

令和6年7月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

(議案第36号)

令和7年度から令和10年度使用久喜市立中学校教科用図書研究調査結果報告等資料・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

(議案第37号)

令和6年度用一般図書契約予定一覧(文部科学省発行)・・・・・・・・別冊

(議案第39号)

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・ 1

(議案第40号)

久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・ 3

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(所蔵資料等の館外利用)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 所蔵資料は、図書館のほか、久喜市コミュニティセンター条例(平成22年久喜市条例第182号)第2条に規定する久喜市清久コミュニティセンター、久喜市久喜東コミュニティセンター及び久喜市森下コミュニティセンターの図書室並びに久喜市桜田コミュニティセンター内図書コーナーに配架し、館外利用に供するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(所蔵資料等の館外利用)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 所蔵資料は、図書館のほか、久喜市コミュニティセンター条例(平成22年久喜市条例第182号)第2条に規定する久喜市清久コミュニティセンター、久喜市久喜東コミュニティセンター及び久喜市森下コミュニティセンターの図書室_____に配架し、館外利用に供するものとする。</p> <p>3 略</p>

様式第2号 (第7条関係)

(表)

利 用 券
久喜市立図書館
名 前
なまえ
登 録 番 号

(裏)

☆本を借りるときは、必ずこの利用券をおもちください。  
 ☆この利用券は、下記の施設で使えます。  
 ☆利用券は、1人1枚発行します。  
 ☆利用券は、他人に貸したり、ゆずったりしないでください。  
 ☆利用券をなくしたとき又は氏名、住所、電話番号などが変わったときは  
図書館にお知らせください。  
 ☆利用券を拾われた方は、図書館にお知らせください。  
(図書館並びに図書室及び図書コーナー設置施設の名称・電話番号)

様式第2号 (第7条関係)

(表)

利 用 券
久喜市立図書館
名 前
なまえ
登 録 番 号

(裏)

☆本を借りるときは、必ずこの券をおもちください。  
 ☆この券は、下記の図書館(室)、コミュニティセンターで使えます。  
 ☆利用券は、1人1枚発行します。  
 ☆この券は、他人に貸したり、ゆずったりしないでください。  
 ☆この券をなくしたとき又は氏名、住所、電話番号などが  
 変わったときはお知らせください。  
 ☆この券を拾われた方は、図書館にお知らせください。  
中央図書館 21-0114 菖蒲図書館 87-1388  
栗橋文化会館図書室 52-2000 鷺宮図書館 58-1002  
久喜東コミュニティセンター 21-8030 清久コミュニティセンター 25-5321  
森下コミュニティセンター 85-7811

久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(補助執行させる事務)</p> <p>第3条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p>	<p>(補助執行させる事務)</p> <p>第3条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p>
<p>総務部庶務課環境経済・教育略 分室の職員</p>	<p>総務部庶務課環境経済・教育略 分室の職員</p>
<p>市民部菖蒲行政センターの職員</p>	<p>市民部菖蒲行政センターの職員</p>
<p>市民部栗橋行政センターの職員</p>	<p>市民部栗橋行政センターの職員</p>
<p>市民部市民生活課の職員略</p>	<p>市民部市民生活課の職員略</p>
<p>市民部菖蒲行政センターの職員略</p>	<p>市民部菖蒲行政センターの職員略</p>
<p>市民部栗橋行政センターの職員</p>	<p>市民部栗橋行政センターの職員</p>
<p>市民部鷺宮行政センターの職員</p>	<p>市民部栗橋いきいき活動センターしずか館の利用受付に関すること。</p>
<p>市民部市民生活課の職員</p>	<p>久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館の利用受付に関すること。</p>
<p>市民部市民生活課の職員略</p>	<p>久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館の利用受付に関すること。</p>